

【月刊】

キャッチピース

98

通巻175号 02/1/20

「対テロ戦争」は 誰を励まし、 何を 踏みにじって いるのか

田巻一彦(編集部)

ブッシュの大軍拡予算

2月4日、ブッシュ米大統領は2003会計年度(02年10月から03年9月)の予算教書を議会へ提出した。国防費は、3793億ドル。前年度比14.5%の増(物価上昇分を差し引いた実質増加率は12.5%)。レーガン政権時代以来20年ぶりの増額である。「反テロの戦い継続」がその理由であることは言うまでもない。

国防費の他にも生物兵器テロ対策や空港警備などからなる「米本土防衛」関連予算も対前年度111%(2倍以上!)増の377億ドルが経常され、空前の「軍拡予算案」となっている。国防費と本土防衛費を除いた予算総額



フィリピンでは、イスラム原理主義グループ「掃討」を目的とした米比合同軍事演習「バリカタン2002」が始まり、非核憲法と侵害であると抗議する運動が広がっている。女性グループはフィリピン主権への「レイプ」であると、胸に「米兵は帰れ」と書いて抗議した。(“Daily Inquirer”から)

編集発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

●維持会員(月額) 個人1口1000円 団体1口2000円

●参加会員(月額) 個人1口500円 団体1口1000円

●通信会員(年額) 1口3000円

(会費には本紙購読料が含まれます)

が、対前年度比2%となっていることを考えれば、その突出ぶりは異常とさえいえる。国家予算全体の2割弱が国防関係を締める米国は、最大の「軍事優先国家」と呼ぶべきだろう。

冷戦による国内経済の疲弊を受けたクリントン政権の軍事費削減＝経済優先政策に対して、ブッシュ政権は、「強いアメリカ」の再現を標榜した。しかし、ブッシュに与えられた選択は、肥大化した軍隊組織をシェイプアップして予算を再配分し、先端技術を駆使した効率的な防衛を確立することしかなかった。

ミサイル防衛やIT技術の導入という「新たな軍拡」は、時代遅れになった大組織、装備、施設のリストラを大胆に進める必要があった。昨年の「QDR(四年期国防政策見直し)」で、従来の「二正面作戦」を放棄したのも、コンパクトで効率的な動員体制の構築を目指すものだった。

しかし、このような「構造改革」には「抵抗勢力」が存在していた。空母や戦車等伝統的兵器に固執する防衛産業と、既得権限・権益を手放したくない軍部である。

この「改革」と「抵抗」のせめぎ合いを一挙に解消したのが、9.11事態であった。新しい予算案は、通常兵器維持費を従来どおり確保しつつ、ミサイル防衛への78億ドル、情報システム分野への55億ドルの投資を実現するものとなった。

これを誰が一番喜んでいいるかは、明らかだろう。

「反テロの戦い」がすべてを合理化する戦時経済体制とよぶべきものが、世界最大の国家に確立されようとしている。無論、この大軍拡予算は議会でチェックされないはずはない、その時に用意される対応策は「同盟国の分担」であることはまた歴史が教えてくれ

ることだ。米軍拡予算は余波は必ず日本にも押し寄せてくるだろう。

「反テロ戦争」のアジア太平洋への拡大

米国の「対テロ戦争」とその影響は、アジア太平洋にも拡大している。

1月15日、フィリピン・ミンダナオ島で。米比合同軍事演習「バリカタン2002-1」が始まった。同演習はこれまでも定期的に行われてきたが、今回はミンダナオ島南方パシラン島で米国人宣教師などを人質にしているイスラム原理主義集団「アブ・サヤフ」の掃討を目的とした軍事行動としての任務も付け加えられた。演習は、六ヶ月の長期にわたり(もっと長くなる可能性も比軍幹部は示唆している)。最大2000名の戦力が投入され、ルソン島中部のクラークとセブ島に近いマクタンの二つの比空軍基地及びミンダナオ島ザンボアンガ基地などで行われる。

フィリピンは1991年9月に上院が米軍基地存続の条約批准を否決したため、いったんは米軍が撤退した。しかし、比上院が99年5月に「訪問米軍の地位に関する協定」を批准、2000年2月から米比相互防衛条約にもとづき合同演習が再開されている。反対する人々は、これは外国軍隊の駐留を禁じた非核憲法に違反すると批判していること指摘、フィリピン国民に対する重大な主権侵害であると批判しているが、アロヨ大統領は、「憲法問題ではなく政策問題である」と批判を退けている。

戦闘の全面には比国軍がたつ。米軍は比国軍将校の正当防衛の場合に限り交戦するとされている。「演習」だから、というのが理由だ。

しかしこれは、「対テロ戦争」の東南アジアへの拡大の第一歩とみなければならぬ。

東南アジアには、世界のイスラム教徒の三分の一にあたる2億人が住んでいる。マレーシアとインドネシアではイスラムが多数派である。これが、イスラム原理主義＝テロリストの温床である、と米国は見なし、地域各国の政権もそれに追随している、事実マレーシアではアル・カイダグループの摘発に政府が乗り出している。

「対テロ戦争」は、イスラム教徒と非イスラム教徒を問うことなく、アジア民衆の主権を侵害しながら展開するだろう。

一方、米国は9.11事態を口実にミサイル防



「有事立法」と戦うための個人的メモ

田巻一彦

2月4日、政府は「有事法制整備の全体像のイメージ」をまとめた。「全体像」と言い切らずに「イメージ」などと言っているところが何やら胡散臭いが、まずはその内容のみをみておこう。

◆「有事法制整備の全体像のイメージ」骨子
《包括法》

1 全般的規定＝国の責務▽有事に対処するための国の意思決定▽国と地方自治体との関係▽有事法制整備の基本方針

2 有事法制の整備項目＝(1)自衛隊及び米軍の行動の円滑化に関する事項(2)国民の安全確保、生活の維持等に関する事項(3)国際人道法の順守に関する事項

《関連法》

○自衛隊の行動の円滑化＝自衛隊法の改正(第1分類)物資の取用、土地の使用、業務従事命令等▽自衛隊法による関係法の改正(第2分類)法律の適用除外、特例措置

○米軍の行動の円滑化＝米軍支援のための法制▽関係法の改正

○国民の安全確保・生活の維持等関係＝警報、住民

衛計画に拍車をかけており、その実験場にマーシャル諸島を選んでいる。そこでも、過去の核実験で犯された人々の健康、人権、土地の権利は全く省みられていない。(＠ページに関連記事)



「対テロ戦争」は、全世界の人々の利益をもたらす、とブッシュ大統領は言う。しかし、利益をえているのは米国の軍部と軍需産業であり、民衆の権利と尊厳は一方的に踏みじられているのである。(田巻一彦)

避難、各種応急措置、復旧▽船舶、航空機の安全確保▽経済関係措置

○国際人道法関係＝傷病者、衛生要員等の取り扱い▽捕虜の待遇▽武力紛争の影響を受ける一般人の保護▽戦争犯罪人に対する処罰

《注記》

1、「包括法」及び自衛隊の行動の円滑化に係る部分は、通常国会で法案提出を目指す。他も調整・検討を急ぎ、整備する。

2、大規模テロ、武装工作員、武装不審船、サイバーテロ等の事態については別途、必要な検討を進める。

上程阻止を！が最優先課題

「有事立法」とは下位の法律によって憲法の原則を空洞化する「クーデター立法」である。平和運動としては、3月の「包括法」と「自衛隊法関連法制の一部」の上程を阻止することが最優先課題であることは言うまでもない。

自民党の山崎拓幹事長と中谷元防衛庁長官「日

米物品役務相互提供協定」(ACSA)を日本有事にも適用できるようにすべきだ、との認識で一致したとの報道(2月9日「毎日」)もある。

もともとこの「有事立法」議論が米国からの圧力で始まったことを考えれば、当然のなりゆきとはいえる。しかし、これを許せば、「周辺事態」と「日本有事」は米軍の行動を媒介にして自動的に連結されるという事態さえ生まれることになり、大問題と言うべきだろう。

どんな「有事法」なのか

批判を受けることを覚悟で言うが、「上程阻止」の世論を全力で作り上げながら、僕たちはより望ましい「有事法」のあり方も、密かに構想しておきたいと思う。議論の軸がそちらに移る時が、余り遠くないかもしれないという予感がするからだ。そのときに「思考停止」では情けない。

もし仮に日本が有事法を持たざるを得ないとするならば、次の原則は踏み外してはならないというのが僕の考えだ。あくまでも論議の呼び水のための個人的メモである。

1. 平和諸原則の明文規定

1) 専守防衛 2) 非核三原則 3) 集団的自衛権行使の禁止 4) 国連の紛争予防活動・人道援助活動・社会的経済的不平等を解消するための活動への積極的関与 4) 生物化学兵器の禁止 5) その他の残虐兵器・・・対人地雷(日本は禁止条約批准)の厳格な禁止、劣化ウラン弾、クラスター爆弾、燃料気化爆弾などの禁止のための国際的取り組みの推進。

2. 自衛権の行使の空間を「領土」「領海」に限定する。→「専守防衛」の明確化。

3. 国際的核軍縮条約の率先遵守と国際社会における遵守の推進: CTBT/NPT/ABM条約

4. 民主・自主・公開の原則

「国防」の前提には国民的コンセンサスが不可欠。したがってシビリアンコントロールといった次元にとどまらず、常日頃から情報公開が求められる。

これらに加えて、僕が特に重要と思うのは次の事だ。少し詳しく書く。

5. 良心的武力行使(協力)拒否の合法化

有事には自衛官はもとより、自治体労働者、民間労働者の動員を必要とする。これらの人々に対して自らの思想・信条に基づいて拒否する権利を留保するというのが趣旨だ。

為政者による憲法9条の解釈空洞化を「逆手にとる」形で、憲法9条に対する忠誠を個人の信条と位置づけなおすという発想が根本にある。

これは「護憲」運動的に言えば危険な発想かもしれないが、「憲法9条」は国家のものであると同時に、国民一人一人のものであることを基本にした制度提案と受け止めてほしい。

諸外国の「良心的兵役拒否」を参考にすれば次のようになる:

- 1) 自衛官、公務員、民間労働者は有事法の実行、あるいは実行への参加協力を求められた場合には、自らの思想信条にもとづき拒否することができる。
- 2) 拒否にあたってはその理由などをのべた宣誓書を提出する。国は宣誓を受諾しなければならない。
- 3) 拒否者は軍事行動への協力を免除される代わりに、現状の雇用関係を維持したまま、一定期間、次のような国または自治体が指定する業務につかなければならない: 国際的協力活動/老人介護/環境保護活動/ホームレス支援 etc
- 4) 拒否者は5)に記載された以外のいかなる不利益扱いも受けない。

徴兵制のない日本で「良心的拒否」を言うのはおかしいという反論はあるかもしれない。しかし、国防の熱意に燃え、かつ専守防衛等の諸原則を遵守することをもって、自らの信念と職務は憲法に合致すると考えている自衛官は多くいるのではない。そのような自衛官が自分が命じられた作戦が、違法に違反し、あるいは不道徳であると感じたときに、ペナルティ＝強制的役務従事を甘受した上で作戦従事を拒否しうる制度は現存しない。あるのは一方的な「罰則」だけだ。

自治体や民間の協力も、ひとたび首長や経営者が協力要請を応諾してしまえば、それは、「業務命令」として個々の労働者に降りてくる。労働組合による組織的抵抗とは別に、個人のなしうる選択としての意味は決して小さくないと考える。 ◆◆

あなたの街を バークレーに!

<http://homepage2.nifty.com/mekkie/peace/null>

●報復戦争の声が渦巻くアメリカで、自治体として報復に反対し、良心的兵役拒否者を支援しているカリフォルニアバークレー市に連帯し、日本でも自治体から非戦平和の声を上げていこうという運動が始まっている。「戦争に反対する日米ネットワーク」が開いたホームページには、53(2月10日現在)の紹介の他、自治体議会への請願のノウハウも書かれていて便利。

●以下ホームページから:

議会に決議をあげさせると言うのが難しくですが、だれでもできます。(各区市町村議会のHPに手続きがでています)。もちろん賛同者が多い方がいいですが、次の手順でひとりでもできます。ただし、各自自治体によって陳情・請願受付の

テロ根絶・アフガニスタンへの空爆即時中止・難民支援の強化を求める決議

野蛮なテロ行為を根絶することは、21世紀に人類が地球上で平和に暮らす根本条件のひとつである。テロ根絶のためには、国連を中心に国際社会が団結し、人類の英知を結集した取り組みが不可欠である。国連憲章と国際法に基づいてテロ犯罪の容疑者とその支援者を告発し、身柄引き渡しのための必要な制裁を行い、「法による裁き」を下す必要がある。

しかし現在米国、イスラエルなど一部の国の夜アフガニスタンやパレスチナへの軍事攻撃は、「報復戦争」の様相を明確にしている。NGO事務所、国際赤十字事務所、病院、老人施設、住宅などが爆撃され、罪のない一般民衆の犠牲が広がっている。クラスター爆弾という残虐兵器の使用は絶対許されるものではない。

厳冬期を目前にした難民援助を強化しないと、多くの餓死者が出る危険があると国連や現地NGOがそろって空爆中止、軍事攻撃中止を求めている。

その国にテロ容疑者がいるというだけで、一つの国民全体に軍事攻撃を加え、罪のない民間人の命を奪う権利は、世界どの国にも与えられていない。こうした報復戦争は、真のテロ根絶に役立たないばかりか、テロ根絶の国際的団結に亀裂を生み、テロ集団を逆に利し、新たなテロの温床を広げるものである。

よって、非核平和宣言村である三宅村議会は「世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認し、テロ根絶のための軍事攻撃を即時中止し、国連を中心とした制裁と裁きの道に切り替えることを求め、難民への食糧の援助をはじめとした人道的援助に全力をあげて取り組むことを求めるものである。

以上決議する。

平成13年12月20日 三宅村議会

「9.11 事態」とマーシャル住民

対テロ戦争、ミサイル防衛と自由連合協定交渉

Pacific News Bulletin, January 2002より。
ハンナ・ハーボロウ

9月11日の同時多発テロは、米国民を守るためにはミサイル防衛など何の役に立たないことを証明した。にもかかわらず、ブッシュ政権はミサイル防衛システムを完成させて、同盟国の費用負担のもとにそれを運用するという方針を連二無二押し進めようとしている。マーシャル諸島の中心に位置するクワジェリンミサイル実験場が、その舞台となる。

「自由連合協定」大幅延長か？

米国は、2002会計年度に3,430億ドルの国防予算を計上しながら、マーシャル諸島の核実験被害者への補償の決着を引き延ばそうとしている。それでも、マーシャル諸島共和国のケサイ・ノテ大統領は、米国主導の「対テロリズム戦争」への支援を躊躇していない。

一月に開かれたマーシャル諸島国会の「国家情勢演説」において、大統領は米国とマーシャル諸島との「強固な友好関係」を誇示するために、米国との「自由連合協定」の期間を現行の15年を越えて延長する用意があると宣言した。これはミサイル防衛を2004年までに実戦配備しようというブッシュ政権の意図に合致している。

自由連合協定の交渉は、2003会計年度の米国予算の国会承認に間に合わせるために大詰めを迎えている。昨年12月ホノルルで開かれた第3回交渉では、マーシャルの代表は協定期間を、クワジェリンの賃貸契約ともに50年に延長する可能性があることを示唆した。

1986年に結ばれた現行協定では、マーシャ

ル諸島の国防は、第三国に立ち入りを認めないことを条件に、米国政府が責任を持つ。米国は同時に災害救助など様々なサービスを提供する。同時に協定は、クワジェリン環礁の管理権を米国に与えている。米陸軍クワジェリンミサイル実験場は、米国のミサイル実験および新しいミサイルの開発のための中核施設である。ここは、カリフォルニアから発射された大陸間弾道ミサイル実験の着弾地として、さらにはミサイル防衛システムにおける迎撃ミサイルの発射基地として使われている。

ねつ造された 「ミサイル防衛実験成功」

9月11日から数ヶ月を経ずして、米国はクワジェリンで1999年10月以来の5回目のミサイル防衛実験を行った。12月3日、クワジェリン環礁から発射された迎撃ミサイルがカリフォルニアのバンデンバーグから発射された模擬弾頭に衝突した。弾道ミサイル防衛機構(BMDO—当時。現在では「ミサイル防衛局=MDAと改称)は、実験は成功であり、直撃式(hit-to-kill)迎撃の開発成果が実証され

た、と発表した。

これまでの実験の成功率は5分の3に過ぎないにもかかわらず、ペンタゴンは、いかなる「ならずもの国家」のミサイルでも迎撃できる洗練されたシステムの開発できると確信しているように見える。しかしながら、実験プログラムはその開始から一貫して異論と警鐘の対象とされてきた。12月の「成功」でさえ、悪天候を理由に2日延期された結果であったし、緻密にコントロールされた人為的な「命中」だったのである。天候を理由に延期したことは、ブッシュ政権が第一期のうちに配備を目指していることを考慮すれば、このシステムの弱点を認めたことに他ならない。

実験予定日の前日に、「憂慮する科学者同盟」は報告書を発表し、この12月の実験を含めて、いくつかの実験において、迎撃対象である模擬弾頭に搭載されたトランスポンダー(誘導用の送受信機)によって、迎撃ミサイルを400メートルの距離まで誘導する手法が用いられていることを明らかにした。400メートルと言えば、標的のミサイルが発射する囮弾頭(デコイ)より近い場所まで、迎撃ミサイルを誘導したことになる。その結果、迎撃ミサイルは容易に標的と囮を識別できる。

元米海軍准将のユージン・キャロル氏は「この実験は無意味だし、何も証明したことにならない。もし証明したことがあるとするなら、注意深く書かれた映画のシナリオは、人々を本気にさせるということだけだ」と語っている。

それでもなお、ミサイル防衛予算は25億ドル増額され、今年度予算は78億ドルにも達した。

このように米国は自国防衛に多額の資金を投入し、他国に対しては「不朽の自由作戦」への支援を呼びかけながら、自らは国際的義務を放棄する方向に向かっている。

ABM条約の放棄

昨年12月中旬、ブッシュ大統領はロシアに対して、1972年に締結した迎撃ミサイル制限条約(Anti-Ballistic Missile Treaty: ABM)を解消することを正式に通知した。これは、核不拡散体制を無力化し核の脅威を増大させるものに他ならない。

ブッシュ大統領は次のように語っている。「私はABM条約は我が国政府が、米国民を、テロリストや〈ならず者国家〉によるミサイル攻撃から守るための手段を開発することの障害になっている。米国民を守ることは、軍の最高司令官としての私の最優先の任務であり、効果的な防衛策を開発することを妨害するこのような条約に、米国がとどまりつづけることを許容することはできないし、そのつもりもない。

このような一方的な行動は国際関係に悪影響を与えることは明らかであり、ロシアをこれまでの軍縮条約の再検討に追い込むことになる。

9月11日の攻撃を理由としたブッシュ大統領のこの主張と一方的な条約破棄は、ミサイル防衛システムの全面的な開発に道を開く。ABM条約は、戦略ミサイルに対する防衛システムの空中、海上、宇宙へのいかなる配備も、その開発も禁止している。この条約は、ミサイル防衛システムがなければ、核大国は核攻撃をしかけないという前提に基づいている。

「9月11日を経験した今日、我々二国に対する最大の脅威は、相手国からの核攻撃ではなく、テロリストからの警告なしに攻撃や大量破壊兵器の保有をもくろむ〈ならず者国家〉である」とブッシュ大統領は語っている。

ABM条約の一方的放棄は条約加盟国以外

にも甚大な悪影響を及ぼす。米口関係は9.11をきっかけに改善に向かいつつあるが、それは、ロシアに核弾頭数を2000以下に削減するとして最新の合意の再検討を中止させることはできないだろう。

インターファックスによれば、あるロシア国会議員はロシアはSALT IおよびIIから脱退するであろうと示唆している。「我々は、核抑止のための攻撃的手段と防御的手段は互いにリンクしている、と信じている」。

ブーチン・ロシア大統領は、現在、核戦力削減とABM条約の代替機能を果たす明文的取り決めを求める国内圧力に直面している。

米上院軍備委員会のカール・レビン委員長は、このような条約廃棄の応酬の危険性を指摘する。「このような一方的破棄は、防御と攻撃の開発競争という新たな軍拡競争を生み出し、我々の安全を損なうことになる」。

住民の健康と人権を無視して

これがマーシャル諸島の住民が直面する軍拡競争の姿である。

1940年代、人々は米国に核実験場を提供するためにビキニとエニウェトクの環礁から追い出された。彼らは今、1946年から58年の

間に行われた67回の実験が残した、放射能の遺産と背中を接して暮らしている。

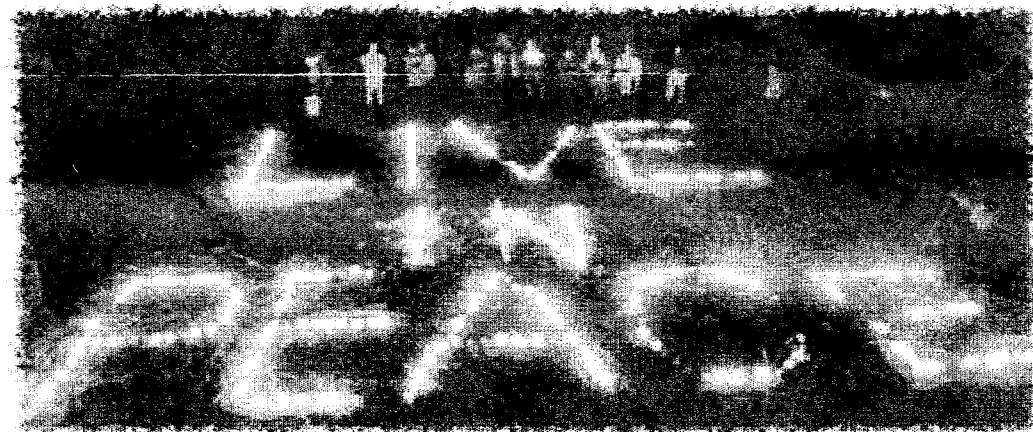
クワジェリン環礁の住民は、50年代から60年代にかけて、ミサイル実験場建設のために付近のエベイ島とエンヌビール島に移住させられた。現在エベイ島の100エーカーに満たない土地には、12,000人以上が暮らしている。約1000人の移住先であるエンヌビール島はフットボール場ほどの広さしかない。

最近の自由連合交渉でマーシャル側が求めたのは、エベイ島等のクワジェリン住民のコミュニティに対する支援とクワジェリン信託基金の設立である。さらにマーシャル側は、米議会に対して2000年9月に発した「環境変化に関する請願」を見直し、核実験による環境および健康の影響に対する補償を求めている。

この請願への返答を、まだマーシャル諸島政府が受け取らないままに、自由連合協定交渉は2月には第4回の交渉を迎える。

マイク・センコ米大使によれば「マーシャル諸島は小さいが、そこが背負う米国の国益は大きい」。その国益が「余りにも大きい」ものでないことを願いたい。

(訳及び見出し:田巻一彦)



米軍基地と日本をどうするローカルネット大分・日出生台のホームページ：
<http://www.coara.or.jp/~yufukiri/localnet/lonets.html>から転載。日出生台では沖縄海兵隊の実弾演習抗議行動が今年も展開されている。

沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる
#57

伊波洋一

「沖縄から」「沖縄ボイス」編集委員
沖縄県議会議員・元沖縄中部地区労務局長

〒901-2203
沖縄県宜野湾市野嵩2-1-8-101伊波
洋一事務所
TEL&FAX 098-892-7734

昨年末から新年に風邪を持ち越してしまい、前号に原稿を届けることができなかった。日頃の不養生から流行風邪をこじらせてしまったのだが、「沖縄から」は筆者病気のため休載しますとの文章に幾つかの病状問い合わせもあり、関係者に心配をかけてしまったことをお詫びします。もうすっかり風邪も治り、名護市長選挙に隔日で応援に出かけました。

さて、今年の2002年は沖縄県内の多くの首長選挙と市町村議会議員選挙が行なわれる年である。議員選挙は9月末の投票日なのだが、首長選挙はばらばらで最初の選挙が2月3日の名護市長選挙で最後の選挙が11月に行なわれる県知事選挙だ。その間に、石垣市、沖縄市、具志川市、宮古島の平良市、石川市の市長選挙が続く。最初の名護市長選挙は、普天間基地の全面返還にともなう海上ヘリ基地建設の是非を問う選挙として今年後半の県知事選挙とともに一番の関心を集めた。名護市民の選択は残念ながら、私たちが失望させるものだった。

海上基地建設の是非を問う名護市長選挙

今回の名護市長選挙について述べる前にこれまでの経過を振り返っておきたい。

1995年9月に起きた3米海兵隊員による少女暴行事件への沖縄県民の怒りを沈静化させるため、日米両政府は日米特別行動委員会SACOで1996年12月2日に普天間飛行場の全面返還を最終合意し、代わりに名護市東海岸海上に撤去可能な代替ヘリポートが建設することになった。しかし、

多くの名護市民と県民が新たな米軍基地建設に反対し、名護市民の意思を問う市民投票の実施を求める運動が取り組まれた。市民投票を求める圧倒的多数の名護市民の署名が集まり、名護市及び名護市議会は市民投票条例を制定して実施することになった。

1997年12月21日に海上ヘリポート基地建設の是非を問う市民投票が行なわれ、市民の反対票は賛成票1万4267票を2372票上回る1万6639票に達した。名護市民が市民投票で明確にヘリ基地反対の市民意思を示したにも関わらず、当時の比嘉鉄也名護市長は市民投票から三日後に上京して当時の橋本首相に海上ヘリポート基地を受け入れを伝えて即時に辞任した。

翌年1998年2月8日に名護市長選挙が行なわれ、約千票の僅差で県内移設推進派の推す現在の岸本建男市長が当選した。選挙期間中に当時の大田県知事が海上ヘリ基地の建設を含む普天間飛行場の県内移設に反対することを表明し日本政府に強い衝撃を与えたが、岸本候補者は海上ヘリ基地建設問題についてノーサイドを宣言し、比嘉前市長の判断の継承を放棄してイエスでもノーでも県知事の判断に従うことを表明し、巧みに基地問題を選挙の争点からはずして当選につなげた。

その後も岸本市長はSACO合意の海上基地建設を容認する立場でないことを表明し続けていたが、県内移設を推進する稲嶺県政の誕生や日本政府の北部振興策などを評価して、市民投票から2年後の1999年12月27日に普天間飛行場代替施設の受け入れを表明し、さらに2年後の2001年12月27日には辺野古海上のリーフ上埋め

立てによる軍民共用空港建設計画を容認し、建設位置と規模について岸本市長自身の判断で受け入れた。

その際に、岸本市長は海上基地を受け入れた判断の是非について、2月の市長選挙で名護市民に審判を委ねる考えを示し、市長選挙で再選されることでヘリ基地建設を容認する名護市民の新しい審判を得るとの考えを示した。

争点は海上基地建設と振興策

日本政府や稲嶺県政の後押しで名護市はサミットの主会場にもなり、北部振興策事業も名護市で多く実施されるなど、岸本市長は海上基地受け入れと引き替えに様々の国庫補助事業を取り組んできている。今回の選挙でも岸本陣営は振興策の実現を訴えているが、基地建設については口を閉ざしたまま。

一方、海上ヘリ基地建設に反対する市民グループは名護市長選挙の候補者を公募で擁立しようと取り組んだが、応募者を選考する過程で全員が辞退したため候補者擁立見送りの公算が強くなっていった。その中で名護市議会野党会派の「自治の風」の二人をそれぞれに推す声が上がリ、選挙母体となる「ヘリ基地いらない・名護市の未来をひらく会」は年末になってやっと一人に絞り込んだ。

その市長候補者となったのが、4年前に海上ヘリ基地の是非を問う市民投票を実現させ、海上ヘリ基地建設反対運動を中心的に取り組んだヘリ基地反対協議会の代表だった宮城康博(やすひろ)さん(42歳)で、名護市議会議員になってヘリ基地反対協代表を退いた後はジュゴン保護キャンペーンセンターの共同代表やジュゴン保護基金委員会委員などを務めて環境保護の視点で海上基地建設反対運動を全国、全世界に発信してきた。候補者としては最適だったといえよう。

宮城康博陣営は、年明けて1月3日に市長選挙出場の記者会見を行ない「市長になれば移設受け入れを撤回する」と「市民に開かれた市政を作り出す」ことを表明した。その後、事務所や役員体制などを確立して関係団体でも推薦決定をして総決起大会を持てたのは1月20日だった。1月27日の告示日頃になって漸く、全体的に選挙体制が動き出したような感じだ。岸本陣営も相手が居なくて運動は盛り上がり、相手候補が宮城康博さんに決まっても岸本有利の判断で固まり、派手な運動はしないで政府の振興策や金融特区制度の創設などの実績周知のためのミニ懇談会と不在者投票に力を入れてきていた。

岸本陣営は最終盤の投票2、3日前になって宮城陣営の運動浸透に危機感を持ち初めてハンドマイクでの実績アピールや選挙チラシ配布、選挙動員を強化した。岸本陣営が重視する不在者投票の数は告示6日目の2月1日までに6194人となり、最終日には7704人となった。全有権者4万1069人の18・76%にもなっている。1997年の市民投票での不在者投票の18・74%(7219人)を上回った。不在者投票の悪用を危惧する声が上がっている。宮城康博陣営は名護市民投票で示された民意を守って代替施設建設に反対することを明確にし、市民を分断する海上基地建設問題を終りにして市民の融和を図ることを訴えた。同時に、市立保育所8箇所の全廃や市で全国一高い介護保険料などを明らかにして現名護市政が国などの方を向いて市民の声には耳をかさない市民不在の市政の打破を強く訴えた。

宮城康博候補は、各地を回り街宣カーで直接市民に訴える取り組みを続けた。2月3日の投票の結果は、岸本建男候補2万356票、宮城康博候補1万1148票となり、岸本現市長が圧勝した。宮城康博さんは投票日一月前の出馬表明となり、実質的には2、3週間しか運動期間がなかったことで十分に政策が浸透させることができなかった。岸本

市長は、当選確定直後のマスコミ取材に対し、「選挙前に明らかにした軍民共用空港として代替施設受け入れと福祉施設の民間移管については、それなりの結論がでた」と話し、普天間代替施設の受け入れについて辺野古のリーフ上に建設することと市立保育所8園の全廃を進めていくことを明らかにした。

名護市民がこのような大差で米軍基地建設を受け入れたことと市立保育所の全廃を受け入れたことに、驚きと失望を禁じ得ない。これで日本政府と米軍および米軍が、基地問題において沖縄県民を軽んじて対処していくことは間違いないだろう。

米軍人犯罪が増加

12月末から1月上旬にかけて米軍人犯罪が相次いだ。

12月30日午前には宜野湾市で駐車中の乗用車内を物色していた米海兵隊員(24歳)が窃盗未遂で現行犯逮捕された。また、同日未明には沖縄市内のファーストフード店の出入り口のガラスをけて割った米海兵隊員(20歳)が器物破損で緊急逮捕された。年が明けた1月3日には北谷町美浜地区で約10名の外人が路上に駐車していた軽自動車を持ち上げて横転させる悪質な器物破損事件が起こった。1月5日には海兵隊員の子弟の高校生が車両窃盗の疑いで逮捕された。7日未明には北谷町内の女性のアパートに無断で侵入したキャンプ・フォスター所属の米海軍一等水兵(20歳)が現行犯逮捕された。同米兵は別れた女性に復縁を迫るためにストーカー行為を繰り返していた。16日になって沖縄署が3日に起こった軽自動車横転の器物損壊容疑で米海兵隊員(20歳)と海兵隊員の子弟3名を逮捕した。

昨年11月から10件も米兵がらみの事件が起こっている北谷町では1月21日に開催された北谷町議会で抗議決議が全会一致で可決された。このように多発している米

軍人・軍属等による犯罪は、昨年2001年の発生回数が70件で検挙者72人に上ることが県警の統計で明らかになった。過去5年間で最悪の発生件数であり、1997年44件(46人)、98年38件(46人)、99年48件(59人)、2000年53件(67人)と毎年増加傾向にある。米軍人犯罪の増加は、これまでの綱紀粛正策では実効ある対策になっていないことを示すものであり、米兵の夜間外出禁止など新たな対策が求められている。

琉球新報の基地汚染特集連載

沖縄県内紙の琉球新報が、今年が1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約から満50年を迎えることから、半世紀を経た今日なお広大な米軍基地が存続し米兵による事件・事故が絶えず、航空機騒音や環境汚染などの基地被害が続く沖縄の基地問題を新たな視点でとらえ直す企画連載「対日講和・日米安保発効50年一軍事基地と住民一国外から沖縄を問う」を2002年1月1日から開始した。

基地の環境汚染と地位協定問題を軸にして、東西に米軍とソ連軍が駐留したドイツの駐留基地と北との長い戦争状態が続く韓国の米軍基地について記者が現地取材して連載している。

ドイツ編を社会部の松永勝利記者、韓国編を政経部の松元剛記者が担当している。連載の詳細は新聞社のホームページを参照してもらいたい。国外から沖縄を問うという視点で、米軍に浄化責任を負わせて基地内環境汚染に歯止めを掛けているドイツと米軍人



の凶悪犯罪が多発する中で深刻な環境汚染も相次ぎ地位協定改定を求める声が高まり2000年12月に韓米地位協定の改定を合意した韓国の現状を沖縄と比較しながら伝えている。

ドイツではNATO軍(米軍)との地位協定で「ボン補足協定」(1959年)が締結されてNATO軍(米軍)にもドイツ国内法が適用されていたが、93年の改定では環境保護原則の遵守を義務づけることが新たに定められ、駐留軍に基地返還後の環境浄化を義務づけ、自治体による立ち入り調査を認めるように改められた。しかし、米軍基地跡地での土壤汚染は返還されてから何年もたつて発見される場合も多く、93年の補足協定改定以前に返還された基地跡地での環境汚染が地方自治体において大きな問題となっている。幾つかの基地跡地で使用していた米軍が汚染実態についての情報を知らせないまま返還していたことが明らかになった。

汚染された返還跡地を抱える自治体担当者は、明らかになった基地跡地の汚染について「連邦政府が浄化責任を求めるだろう。返還から年数がたつていても、汚染の原因が基地とわかったのだから、米軍が責任を負うのは当然だ」と話す。立ち入り調査もできず、返還後の環境浄化の責任も負わない在沖米軍基地の現状との違いは歴然だ。

ドイツには、もう一つの基地汚染が存在する。それは旧東ドイツに駐留したソ連軍の駐留基地における環境汚染問題だ。統一前の東西ドイツには、東西ドイツ軍の他に米軍を含むNATO同盟軍、ソ連軍合わせて、国土面積の2・8%を占める96万ヘクタールの軍事施設があったが、統一による大幅な基地削減で半数を越える約50万ヘクタールの軍事施設が放棄されたという。その中で特にソ連軍の基地においては無秩序な利用によって環境汚染がひどく、統一後の撤退の際も廃油や化学物質を含む大量の廃棄物や弾薬などが地中に投棄されるなど新たな汚染が起きていた。

ドイツとソ連は統一直後の1990年10月にソ連軍の撤退に関する協定で、ドイツがソ連軍基地の土地代や撤退費用をソ連に支払う代わりに汚染の浄化費用はソ連側が負担する定めていたが、92年12月にドイツはソ連軍を引き継いだロシアに対して汚染浄化費用の請求を放棄した。浄化費用がロシア側に支払う基地土地代と撤退費用(約1兆2210億円)よりも上回ると試算されロシア側には負担できない額になっていたこと、汚染浄化を免除の見返りに早く撤退させるため旧ソ連軍は当初予定より4カ月繰り上げて撤退することになった。

この結果、ソ連軍基地跡地についてはドイツ連邦政府が負担することになった。連法政府は各州政府に汚染浄化費用の大半を州が負担することを条件に土地の無償譲渡をしており、一部の州では引き取ったものの浄化費用が掛かりすぎて土地が売却できないところもある。

1月の第一部ドイツ編の連載は10回で終わり、2月から第2部韓国編が始まる。ドイツにおいてはボン補足協定によって駐留米軍に環境浄化責任が課されていることが明らかになった。日米地位協定は米軍人犯罪引き渡し問題だけでなく、汚染された基地の浄化責任についての定めがなく、日米両政府が日米地位協定の原状回復義務の免除規定を違法な環境汚染浄化責任の免除にまで拡大解釈している日本の現状に警鐘を鳴らす特集になった。

北谷町で米軍の土壤汚染発見

琉球新報でのドイツにおける米軍の土壤汚染の連載の第6回では、基地返還後9年後に偶然に工事で土壤汚染が発見された事例が報告さされているが、同様に返還後20年経った基地跡地における深刻な土壤汚染が北谷町の旧米軍基地跡地での工事現場で1月30日に発見された。

発見された現場は北谷町立桑江中学校の

【資料】沖縄県の地位協定見直し案(2000年8月29・30日)

抜粋:環境関係条項

2 第3条関係(施設・区域に関する措置)

(1)合衆国軍隊は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる援助を与えること。ただし、緊急の場合は、事前通知なしに即座の立入りを可能にする旨を明記すること。

(2)航空機事故、山火事等合衆国軍隊の活動に起因して発生する公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故については、施設及び区域内で発生した場合においても、速やかに事件・事故に関する情報を関係地方公共団体に提供すること。また、災害の拡大防止のため、適切な措置を執る旨を明記すること。

(3)合衆国軍隊の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、航空法等の日本国内法を適用す

る旨を明記すること。

3 第3条A(施設・区域の環境保全等) ※新設

下記の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

①合衆国は、合衆国軍隊の活動に伴って発生するばい煙、汚水、赤土、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。また、日本国における合衆国軍隊の活動に対しては、環境保全に関する日本国内法を適用するものとする。

②合衆国軍隊は、施設及び区域におけるすべての計画の策定に当たっては、人、動植物、土壌、水、大気、文化財等に及ぼす影響を最小限にするものとする。また、当該計画に基づく事業の実施前に、及び実施後においては定期的に、当該事業が与える影響を、調査し、予測又は測定し、評価す

るとともに、調査結果を公表するものとする。さらに、日米両政府間で、当該調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議するものとする。

③合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染については、合衆国の責任において適切な回復措置を執るものとする。そのための費用負担については、日米両政府間で協議するものとする。

4 第4条関係(施設の返還)

合衆国軍隊が使用している施設及び区域の返還に当たっては、事前に、日米両政府は、合衆国軍隊の活動に起因して発生した環境汚染、環境破壊及び不発弾等の処理について、共同で調査し、環境浄化等が確認されたときは、環境浄化等の原状回復計画の策定及びその実施等の必要な措置を執ること。そのための費用負担については、日米両政府間で協議する旨を明記すること。

正門と道路を挟んだ向かい側にあり、ビル建築のためにパイル打ち工事をしたらコーラル状の廃油が地中から大量に見つかったのだ。廃油の中には確認するだけで20本のドラム缶が地中1・5メートルから2メートルの深さで横にされて埋っており、コーラル状の廃油はこれらのドラム缶から漏れ出たものと見られる。基礎パイル打ちのために四角に大きく掘られた全体が廃油のプールになっており、地中の廃油は最大40メートル離れた周辺の数ヵ所にまで拡散していることが確認された。

コーラル特有のきつい刺激のある異臭が現場には立ちこめ、有害物質の混入も懸念されており北谷町は県や防衛施設局に対して早急に対策を講ずるよう求める一方、町

として一時的に撤去して保管する措置をとることも含め調査を開始した。北谷町が廃油まみれのドラム缶を調べたところ、注入口が胴体部分だけに取り付けられている国内では製造されていないタイプであることが明らかになった。また、缶の容量も米国ガロン表示で、缶のふたには「CHICAGO & NEW YORK」(シカゴとニューヨーク)と



「U・S・PATENTS」(米国特許)などの文字があり、米国製とみてほぼ間違いない。口金も10年以上前に製造が停止している亜鉛ダイカストでかなり古い型のドラム缶であることも明らかになった。北谷町は一日も早く撤去したいとしているが、専門業者としては、廃棄物の成分や除去作業の及ぼす影響がわからないうちは作業が困難としており、県などの成分調査結果をみて対処することになった。調査分析には約3週間かかると見られる。

建設工事もストップすることになり、汚染浄化の責任の所在とともに浄化作業が長期になれば影響を受ける建設工事の補償問題に惹起するだろう。大量の廃油ドラム缶の発見された地域は、基地跡地利用が県内でも特に成功している地域であり、今回見えない所に潜む米軍基地汚染の実態が明らかになったことは大きな衝撃を関係者に与えている。

国、県と米軍の対応

北谷町からの通報を受けて1月30日に国、県、町の緊急会議が開かれたが、原因物質の特定と除去作業を誰が行なうのかを巡って、国と県が「そっちの方で」と互いに責任をなすりあい、結局、北谷町が原因物質の特定調査と除去作業を行なうことになった。翌31日に北谷町は「基地問題は国、県も共通の行政課題。米軍が原因である以上、積極的に関わるべきだ」との考えを防衛施設局と県に伝え協力を求めた。基地の環境汚染の対処について、国・県ともに処理手続きが確立されてないことや汚染浄化のノウハウが蓄積されていないことが、今回のように国と県の責任のなすり合いに繋がっている。

沖縄県は地位協定の改定項目として当該自治体による基地内立ち入り調査と汚染浄化責任の明確化を求めているが、基本的に国による汚染除去・環境浄化責任を求めており、汚染浄化の実施主体も国であるべきとの立場を取っている。一方、国は、返還された基

地跡地についての浄化対策なしのまま今日まできており、返還された米軍基地を汚染実態の調査をしないまま米軍から土地を受け取り、建物やアスファルト、コンクリートなどを撤去するだけで、地主に返還してきた経緯がある。そのために、今回の北谷町のように膨大な量の廃油が地中に埋められている箇所が他にもある可能性は極めて高い。国の返還方法に対する批判が起きるのは当然であり、基地返還前に汚染調査の実施を義務付ける制度の確立が求められる。

早速、北谷町軍用地主会は31日の三役会議で返還する際に環境浄化の徹底を明確にした制度整備を県軍用地主会を通して関係機関に求めていく方針を確認した。防衛庁の伊藤康成事務次官は、1月31日に「米軍が埋めたということが分かれば、跡地の原状回復に関することであり、防衛施設庁で責任をもって対処することになる」との考えを示す一方、「たぶん米軍のものだろうが現段階で確定しているわけではない」とした。防衛施設庁施設管理課は「米軍が使ったものなのかなど分からなくても、ドラム缶が米軍のもの分かればできる限り協力したい」と対応する考えを示した。県が2月1日に在沖米海兵隊外交政策部に原因物質特定調査への協力を電話で要請した。同部は「協力する」と返答したという。それ以外の米軍の反応はまだない。

韓米が基地立ち入り調査で合意

沖縄で大量の廃油が基地跡地から発見されて大問題になっている2月1日までに、韓米両国が在韓米軍基地で環境汚染が発生した場合、基地所在自治体が基地内に立ち入って共同調査を実施できるようにし、返還前の基地にも適用することを軸とした「環境情報の共有と手続き」に合意したことが明らかになった。

韓米地位協定に基づく韓米合同委員会が1月18日にソウルで開かれ合意された。韓

国では2000年6月に米軍司令部のあるヨンサン基地から8千人分の致死量にあたる毒劇物のホルムアルデヒドが首都のソウル市民が憩う漢河に垂れ流され、韓国民の大反発を買ったことが今回の合意につながった。同2000年2月の米兵による女性殺害事件、5月の梅香里(クーニー射爆場)での誤爆事件など相次ぐ不祥事によって韓米地位協定の改定に向けた取り組みは進み、2000年12月には改定合意していた。その際の合意議事録で環境条項を新設し、環境保護協力措置を含める特別了解覚書を締結した。

同議事録は「合州国政府は、自然環境および人体の健康保健の保護に沿う形で同協定を実行することに専心し、該当する大韓民国の環境法令、規制、基準を尊重する」としている。特別了解覚書では、韓米による米軍の環境管理基準の定期見直しへの協力と、環境問題での施設立ち入りの手続きについて見直すことを定めていた。「環境情報の共有と手続き」は、具体的には基地内で環境汚染が発生した際の米軍による迅速な通報体制を定め、米軍が直ちに電話で管轄の地方自治体に連絡すること、48時間以内に文書で正式に通知することも決まった。

さらに、基地返還前に韓国側自治体が参加する環境汚染の事前調査が可能になった。沖縄の反基地運動や日米地位協定見直し運動に触発されながら、より厳しい現状を打開するために始まった韓米地位協定の見直しを求める運動は、韓国民の強い改定要求によって環境浄化対策の面では日米地位協定を追い抜いてドイツのボン補足協定に近づこうとしている。韓米地位協定改定の実現は日米地位協定の見直しにも大きな影響を与えるだろう。

国、地位協定見直しに消極的

就任後初めて来沖した森山真弓法相が1月9日に県庁に稲嶺県知事を訪ね、会談した際、稲嶺知事の地位協定見直しの要望に対し

「(現地位協定に)法律上、手続き上、大きな支障があるという具体的なことはない」と述べ、協定改定、運用改善に否定的な考えを示した。この法相発言に対して、米兵による事件事故が多発している沖縄本島中部地域の首長から強い怒りの声が上がった。「法的に支障がないと言っても、私たちには支障がある。高見から支障がないというのはいかかなものか。配慮をかけている」と中部市町村長会長の宮城嘉手納町長。

昨年6月の米兵による婦女暴行事件では逮捕状の出た容疑者の引き渡しを米側が拒否したことで、1996年の少女事件以降に婦女暴行を含めた凶悪犯罪については起訴前の引き渡しを合意した運用の改善を米国が否定する事態となった。最終的には米側が引き渡したものの、その時に示された米国の強い姿勢は日米地位協定見直しへの大きな支障となっているようだ。昨年末の12月29日に来沖した田中真紀子外相も日米地位協定の見直しについて「運用改善で機敏に対応し、効果的でない場合は改正を視野に入れる」と述べ、運用改善で行こうとする日本政府の姿勢を崩さなかった。

米軍、米軍基地の動き

沖縄の各米軍基地では、年が明けても本土派遣の警察機動隊が機動隊車両を配備して対基地テロ警戒を継続し、基地ゲートでの厳しい警戒と通行チェックが継続されている。

米国がいう数年続くという対テロ戦争の継続で、沖縄の各基地での厳重警戒体制は恒常的なものになりつつあるようだ。米軍と



フィリピン軍は、イスラム原理主義過激派アブ・サヤブとの対テロ戦争を想定した合同軍事演習「バリタカン02-1」を実施しているが、同演習に沖縄から部隊や器材を乗せた米軍のMC130輸送機3機が1月20日、米空軍嘉手納基地からミンダナオ島のサンボアングのアンドルーズ空軍基地に到着した。午前11時15分到着の一番機からは迷彩服の米兵13人が降り、小型トラックや小型バン、スーツケースなどが降ろされた。午後3時過ぎ着の二番機からは10名、三番機からは数人の米兵が降り、総勢約30人以上の米兵が参加している。さらに、1月24日にもC-17輸送機とC130輸送機の各1機が到着した。到着した米兵は23人で、サンボアングに滞在する米兵は65人になった。

合同軍事演習「バリタカン02-1」は演習の名を借りた米軍による掃討作戦とも謂れおり、沖縄の米軍基地が米国の対テロ戦争の「後方基地」の役割を担っていることが明らかになった。フィリピン憲法が他国軍の活動を禁じているため、今回の米軍との合同演習の実施について憲法違反の疑いがあるとして、フィリピン国内で大問題になっている。野党は大統領の罷免を求めている。

1月24日午前10時12分ごろ米海軍のロスアンゼルス級原子力潜水艦ジェファーソンシティ(6000トン)がホワイトビーチに入港し、接岸した。米同時テロ後に原潜の入出港予定の事前通告が公表されなくなっている以来2度目の原潜の入港である。25日午前8時ごろ出港した。

新たにテロ訓練施設の建設計画

米軍が沖縄の海兵隊基地内に陸軍特殊部隊(グリーンベレー)用の対テロ訓練施設の建設を進めていることが昨年未までに明らかになった。米軍の2002年度予算(昨年10月議会承認)にキャンプ・シュワブ内に対テロ対策用特別プロジェクトとして施設

建設費380万ドル(約5億円)が計上されている。パナマ運河のパナマへの返還に伴い運河沿いの米陸軍基地にあったジャングル戦闘訓練施設が廃止されて、沖縄の北部訓練場の海兵隊の訓練施設が米軍唯一のジャングル戦闘訓練施設として位置付けられて強化されていることと連動するものと思われる。

北部訓練場では実弾の使用はできないが、米軍が中部訓練場と呼ぶキャンプ・ハンセンとキャンプ・シュワブにまたがる演習場では実弾を伴う銃火器の使用が施設使用条件として認められており、陸軍特殊部隊用の実弾訓練施設の建設は、辺野古の海上基地建設と合わせて北部地域の米軍基地機能の大幅な強化に結びつくだろう。米陸軍は今年1月の地元マスコミの取材に対して建設計画を認めた。現在、宜野座村部分に実弾を伴わない都市型戦闘訓練施設があるが、「老朽化しているため、陸軍部隊のため、必要な訓練を行なうための総合的な施設になるだろう」と説明している。「総合的」という中にかつて恩納村に建設して住民の反対運動で施設を撤去せざるを得なかった実弾戦闘訓練施設も含まれている可能性が高い。

現在、読谷村のトリイ基地内には第一特殊部隊第一大隊約400人が1984年以来、常駐しているが、ベトナム戦争当時は約5000名のグリーンベレーが沖縄に居たこともあり、新たな施設建設は当然、沖縄での陸軍駐留増に結びつくものと思われる。

辺野古リーフ上への代替施設建設合意の経過

12月27日に開催された米軍普天間飛行場の移設に伴う代替施設協議会の第8回会合で代替施設の建設位置を軍民共用空港を前提に「リーフ上」とすることで合意した。地元の辺野古区の行政委員会の意見も割れたまま、15年使用期限や規模縮小要望なども棚上げにして岸本市長の判断による「リー

「国籍不明船」 撃沈事件は 有事立法への 橋渡し

湯浅一郎
ピースリンク広島・呉・岩国

.....
フ上建設」の受け入れとなった。

代替施設協議会では、岸本市長は軍民共用空港の縮小を要望したのに対し、稲嶺知事は15年使用期限と軍民共用空港の必要性を主張し噛み合わなかった。岸本名護市長の「リーフ上建設」受け入れに反対するヘリ基地反対協などの市民団体、民主団体は、代替施設協議会の開催に合わせて名護市役所前で座り込みによる反対行動を続けた。協議会が開催された首相官邸前でも普天間基地・那覇軍港の県内移設に反対する県民会議とヘリ基地反対協の代表らが抗議集会を開催した。県民会議の山内徳信共同代表は「反対の声を直接訴えるためにやってきた。青い海、貴重なサンゴをは破壊する基地建設は許されない」と訴えた。

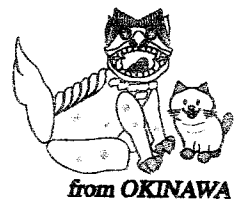
岸本市長の受け入れの背景

3キロ以上沖の建設を求める地元・辺野古の声や他地域の建設反対の声を無視し、15年使用期限問題・環境対策を放置して岸本市長が自己判断を強調して昨年末に「リーフ上建設」を受け入れた背景には、年明けの市長選挙の当選は動かないと判断し、具体的に移設場所を確定させた市長選挙で当選するこ

昨年十二月二日、奄美大島沖の排他的経済水域内(=領海外)で「国籍不明船」を海上保安庁の巡視船が追跡し(海上自衛隊は前日の午後四時に確認している)、中国の排他的経済水域内で、午後2時36分、20ミリ機関砲で計5回、威嚇射撃を行なった。さらに、午後4時16分から、20ミリ機関砲で船体射撃を計3回行なった。ほぼ全弾が「国籍不明船」に命中し、甲板から午後5時24分出火した。午後6時53分、巡視船が横付けし、包囲した。午後10時、巡視船による「国籍不明船」挟撃開始。午後10時09分、「国籍不

.....
とで97年の市民投票で示された市民意思を払拭しようとする意図があったと思われる。なぜなら、今後の15年使用期限の断念や規模縮小の断念などまだまだ残る課題を市長責任で行なうために、市長判断での移設受け入れを市民投票で示された海上基地建設反対の市民意思に代わるものにするには、当選を確実にする市長選挙の洗礼ほど都合がいいものはないと考えたからだろう。しかし、臨んだ市長選では、普天間代替施設の建設受け入れについてできるだけ争点にしない戦術を通じた。そして、ダブルスコアに近い圧勝後に名護市民は岸本市長の進める辺野古の海のリーフ上に巨大な海上基地を建設することを認めたのだと発言した。今回の選挙結果を多くの人が深刻に受け止めている。沖縄は本当に変わったのかという失望を多くの人々が持つことになるだろう。

(2月4日記)



from OKINAWA



明船」からの初めての発砲に反応、4回目の船体射撃に踏み切り、「国籍不明船」を4分で撃沈した。乗組員約15人が救命胴衣をつけて海に飛び込んだが、1人も救助されず、3人の遺体を発見、2人の遺体を引き上げた。

この「国籍不明船・領海外撃沈事件」について、政府は正当防衛の一言で「問題ない」という発言をくりかえしているが、戦闘行為によって「国籍不明船」を撃沈し、15人の乗員を殺害した以上、どう見ても海上保安庁という戦力による明らかな武力行使であり、断じて許されるものではない。これだけのことをしておきながら、政府の姿勢に、15人の生命を奪ったことへの痛みがひとかけらもないことは極めて重大である。

悪いことをしそうな船なので、武力攻撃し、殺害してもかまわないのだと言うことには、絶対にならない。そもそも今回の「国籍不明船」は領海侵犯すらしたのではなく、領海外で、「国籍不明船」を逃がさないという政府方針によって追跡・威嚇射撃・船体射撃・挟撃を行なったことによって銃撃戦となり、「国籍不明船」の撃沈、乗組員の死亡・行方不明となったものである。撃沈された乗組員は誰1人として救助されておらず、適切な救助活動が行なわれたかどうか不明である。

10月にテロ特措法成立と同時に改悪された海上保安庁法による免責さえ、領海外であるゆえに明らかに適用されない。

排他的経済水域の特別の法制度の下にお

いては、沿岸国の権利及び管轄権並びにその他の国の権利及び自由は、国連海洋法条約の関連する規定によって規律される。国連海洋法条約並びに漁業法に基づき、今回の「国籍不明船」がいかなる違法行為をした証拠があるのか。停船命令に従わない船舶に威嚇射撃をしたり、船体射撃をしたり、果ては、挟撃し、発砲に追い込み、撃沈させる法的根拠がどこにあるのか。公海上では、停船命令に従わない権利がある。

国際法の専門家は「今回のケースでは漁業権や鉱物資源に対する権利の侵害、海洋汚染などがあった場合に限り追跡が認められる。具体的な違法行為があったかどうかも特定されておらず、停船命令無視だけでは不十分」と指摘する。また「公海上は自由な航行が保証されている。停船命令無視だけで排他的経済水域の外まで追跡を続け、船体射撃をするのはオーバー」という指摘もすでにされている。

また今回の事件は、周辺事態法の一部として制定されている臨検法の危険性を実証したことも見ておかねばならない。今回、海上保安庁が行おうとしたことは、まさに「臨検」そのものである。「臨検」の対象が武器を保有していた場合、強引に「臨検」しようとするのが戦闘行為に拡大し、双方に死傷者を出し、ひいては戦争の引き金にすらなりかねないことが事実として示された。

にもかかわらず、政府は、「国籍不明船」が武装していたことを重視して、領海外においても武力行使がやりやすくなるように法改正する動きを見せている。これは本末転倒である。

私たちは、海上保安庁によるこの憲法違反の武力行使に抗議する立場から、この事件のあらゆる面での真相を究明し、関係者への法

的追及がされなければならないと考え、年も押し迫った十二月二七日、広島市にある第六管区海上保安本部に要請を行った。窓口となった総務課長は、『海上保安庁長官宛てなら、本庁へ直接送ってもらったらい。また六管は、瀬戸内海が主な対象で、今回のようなことは先ず考えられない』ので、要請書を持ってこられても仕方がないの一点張りであった。それでも、宇和海などで似たようなことがおこらない保障はないとの観点から、六管区本部長宛ての文書を用意して、とにかく申し入れをした。総務課長が、文書を受け取るだけということで、部屋を用意してくれた。が、行ってみると、部屋には机もいすもないガランドで、そこに総務課長が一人立っていた。仕事納めの前日ということを勘案しても、許せないという思いで、立ったまま、30分以上、私たちの言い分を言い、海上保安庁としての見解を聞いた。◆◆

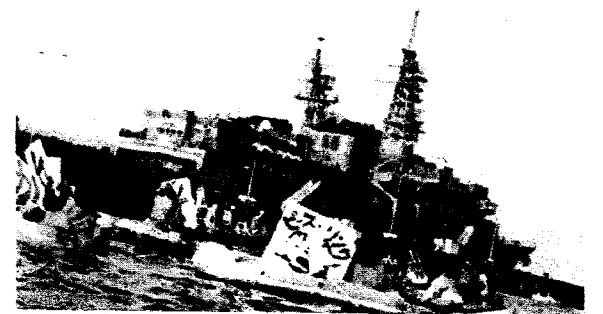
周辺事態法の国会での審議が行われている最中の1999年3月に起こった日本海で「国籍不明船」追跡事件のことを想起せざるを得ない。この出来事は、明らかに周辺事態法の必要性を国民にあり立てる上で大きな心理的影響をもたらした。今回も、期せずして、通常国会で有事立法を成立させようとする動きが急浮上している中での出来事である。残念なことに「国籍不明船」が日本列島の周辺で存在していることは、戦後一貫して変わっていない。それがいいこととは思わないが、日本政府は、この事実を日本の軍事化を推進させるときに必ず利用しようとしているのではないか。今回の事件は、そのような文脈において意識的に追求された政治的なフィクションに見えて仕方がない。

政府は、三月にも有事立法推進法、緊急事態基本法案のようなものを国会に出すべく

検討を進めている。有事立法の作業プログラムを定める「推進法案」(プログラム法)を提出するとともに、防衛庁内で研究の進んでいる自衛隊関連法制の一部についても成立を目指す方向だという。東シナ海での「国籍不明船」撃沈事件も、有事立法の成立に悪用すべく策をめぐらしていることは間違いない。まさに、九月のテロや十二月の「国籍不明船」事件を悪用して「戦争ができる」「戦争を遂行する」国づくりが加速されている。有事立法は、自衛隊が海外に派兵される時代において、軍隊の「自由」を確保するための装置であり、基本的人権の重大な侵害を伴うものであることは間違いない。世界的な価値を持つ憲法九条の実質的な破棄になることを、そう簡単にさせるわけにはいかない。

有事立法・改憲に抗する民衆の運動を、各地で沸き上がらせる必要がある。私たちは、現に今、インド洋の派兵部隊の中心を、呉、佐世保という二つの被爆県内の街からでた軍艦が担っていることを絶対に許さないと世論づくりを通じて、その一端を担いたい。

有事立法が上程されるかもしれない三月末には、補給艦「とわだ」が呉に帰還し、「おおすみ」型の二番艦である揚陸艦「しもきた」の呉配備が予想される。そのときは、大きな抗議で迎えねばならない。◆◆



会計報告

(01.11.29~02.1.29)

【収入】

○前期からの繰越	345,685	
○当期の収入	178,890	
会費収入	91,000	
(内訳) 維持個人	0	
維持団体	12,000	
参加団体	0	
参加個人	18,000	
通信会員	61,000	
カンパ収入	2,000	
運動収入	85,890	ハガキ売上
資料収入	0	
預金利子	0	

【支出】

●当期の支出	84,475	
電話・fax代	0	
郵送費	36,338	
文具・備品	3,397	
印刷・コピー代	0	
振込等手数料	710	
分担金	1,000	
雑費	43,030	記帳修正分含
●時期への繰越	440,100	

<編集室から>

- 会計報告は、ごらんのとおり近來まれにみる「黒字」です。皆様のご協力で心から感謝しつつ、ここに事務所代月額4万円が乗っかると、例年どおりの「飢餓財政」になるわけで、ため息は止まりません。
- 前号では「伊波洋一さん病気のため」などと書いてしまいました。ご本人にも編集部にも安否の問い合わせがありました。実際は「沖縄から」にある通りです。伊波さん、ごめんなさい。(た)

パンフレット紹介●

「旧軍港市転換法の可能性」

(どすんPaper#10)

●住民投票によって成立した「旧軍港市転換法」。侵略戦争を支えた旧軍港四市(横須賀、舞鶴、呉、佐世保)が平和としに生まれ変わることで「平和日本実現の理想に寄与する」(第1条)という、この地域特別法の力を再確認したいというのが特集の動機です。二つの視点を柱にしました。ひとつは平和法としての力。もうひとつが、適用の拡大と全国軍転法の展望。仮説ではありません。逗子では、市民の努力によって、自治体が動き、適用拡大の取り組みが始まっています。「はじめに」から)

●内容:軍転法とは/軍転法誕生の背景/平和法としての意味/逗子で起きていること/もう一つの軍転法/有償三分割問題/米基地閉鎖法/座談会/適用状況

●発行:神奈川防災を考える会(相模補給廠監視団・逗子考える市民の会・非核市民宣言運動ヨコスカ・日本基督教団神奈川教区基地自衛隊問題小委員会)

●価格:300円

●連絡先:

非核市民宣言運動ヨコスカ
TEL/FAX0468-25-0157



【キャッチピースの連絡先が2001年10月から変わっています】

9月24日に、横浜の事務所を閉鎖したことにともない連絡先が次のとおり変更になりました。お便り通信の送り先などご注意ください。そろそろ転送期間が終わってしまいます!

<新連絡先>223-0065 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻一彦方

TEL/FAX 045-531-1341 E-mail tamaki@ab.mbn.or.jp

月刊「キャッチピース」発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集●月刊キャッチピース編集委員会
連絡先●〒223-1165 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻一彦方 ☎・FAX 045(531)1341 E-MAIL
tamaki@ab.mbn.or.jp 郵便振替●00160-7-136148 キャッチピース 定価●100円(通信会員年間3000円)